

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書 「信用リスクに係る標準的手法の見直し」 の概要

2015年1月

金融庁／日本銀行

- * 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。バーゼル委へのコメントを検討される際は、必ず市中協議文書(原文)に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

概要

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、リスク捕捉の適切性向上や比較可能性の確保等の観点から、所要自己資本額を算出する標準的手法の見直しを行っている。
 - 標準的手法について、これまでに、カウンターパーティ信用リスクに係る最終規則文書(2014年3月)、オペレーショナル・リスクに係る市中協議文書(2014年10月)、マーケット・リスクに係る市中協議文書(2014年12月)を公表。
- 2014年12月22日、信用リスクの標準的手法の見直しに係る市中協議文書を公表し、市中からのコメントを受け付けている(期限:2015年3月27日)。
- 今後、市中からのコメント及び定量的影響度調査を踏まえ、改めて検討を行い、2015年末を目処に規則文書を最終化する見込み。
- 新手法に基づく規制の具体的な適用時期は未定であるが、バーゼル委は、十分な時間をかけて導入する予定(必要な場合には経過措置を設定)。

見直しの目的

1. 所要自己資本額の算出の適切性を確保するため、標準的手法のデザインを見直す。
 2. リスクウェイトの水準が、エクスポージャーのリスクを合理的に反映するよう、適切に設定されていることを確かなものとする。
 3. 所要自己資本額の比較可能性を向上させるため、標準的手法と内部格付手法の定義及び分類を整合させる。
 4. 標準的手法を用いる銀行間の所要自己資本額の比較可能性を向上させるため、各国裁量を減少させる。
 5. リスク評価の代替的手段を構築し、外部格付への依存を低減する。
- ※ なお、提案されているすべての資本賦課の水準は予備的なもの (preliminary) であり、全体の資本賦課水準の引上げは見直しの目的とはされていない。

現行の枠組みの主な問題点①(銀行向け債権の例)

- 現行のバーゼル合意では、以下の2つのオプションが定められており、各国当局がいずれかを選択している。
 1. 貸出先の銀行が設立された国の国債に対するリスクウェイトよりも一段階高いリスクウェイトを適用(日本はこちらのオプションを選択)
 2. 当該銀行の外部格付を参照して、リスクウェイトを決定
- 上記手法の問題点
 - 各国裁量があるため、異なる国の銀行間の所要自己資本額の比較可能性を損ねている。
 - 外部格付に依存した枠組みとなっている。

現行の枠組みの主な問題点②(法人向け債権の例)

- 現行のバーゼル合意では、貸出先の外部格付を参照して、リスクウェイトを決定。

外部格付	AAA, AA	A	BBB, BB	B, C, D	無格付
リスクウェイト	20%	50%	100%	150%	100%

- 上記手法の問題点
 - 無格付の企業が太宗を占めていることから、そうした企業に対してリスク感応性のない枠組みとなっている。
 - 格付がある企業に対しては、区分が5つしかないため、クリフ(断崖)効果が大き。(例えば、格付がA格からBBB格に低下した場合、リスクウェイトが50%から100%に急上昇。)
 - 外部格付に依存した枠組みとなっている。

標準的手法の見直し(全体像)

- (1) 銀行向け債権
- (2) 法人向け債権
- (3) リテール・ポートフォリオに含まれる債権
- (4) 不動産担保債権(居住用不動産、商業用不動産)
- (5) オフバランスシート・エクスポージャー
- (6) その他の資産
- (7) 信用リスク削減手法

※ ソブリン・中央銀行向け債権、中央政府以外の公共部門(PSE:Public Sector Entity)向け債権は、今回の見直しの対象外。

(1) 銀行向け債権

- 現行の標準的手法では、ソブリンの外部格付又は貸出先の銀行の外部格付を参照してリスクウェイトを決定。
- 市中協議文書では、貸出先の銀行の「自己資本比率(CET1比率)」及び「資産の質に関する比率(不良資産比率)」により、リスクウェイトを決定することを提案。
 - 自己資本比率が高く、不良資産比率が低いほど、低いリスクウェイトを適用。
 - 但し、短期債権(原契約の満期3ヶ月以下)については、長期債権よりも20%低いリスクウェイトを適用(但し、30%の水準をフロアとする)。

	CET1 ≥ 12%	12% > CET1 ≥ 9.5%	9.5% > CET1 ≥ 7%	7% > CET1 ≥ 5.5%	5.5% > CET1 ≥ 4.5%	CET1 < 4.5%
不良資産比率 ≤ 1%	30%	40%	60%	80%	100%	300%
1% < 不良資産比率 ≤ 3%	45%	60%	80%	100%	120%	
3% < 不良資産比率	60%	80%	100%	120%	140%	

(2) 法人向け債権

- 現行の標準的手法では、貸出先の外部格付を参照して、リスクウェイトを決定。
- 市中協議文書では、(イ)シニア債については、貸出先の「売上高」(企業の規模)と「レバレッジ(=総資産÷総資本)」により、リスクウェイトを決定することを提案。
 - 売上高が大きく、レバレッジが小さいほど、低いリスクウェイトを適用。
 - 但し、債務超過の貸出先に対するリスクウェイトは300%。

	売上高≤ €5m	€5m < 売上高 ≤ €50m	€50m < 売上高 ≤ €1bn	売上高 > €1bn
レバレッジ: 1倍-3倍	100%	90%	80%	60%
レバレッジ: 3倍-5倍	110%	100%	90%	70%
レバレッジ: 5倍以上	130%	120%	110%	90%
債務超過先	300%			

(参考) €5m = 500万ユーロ(約7億円)、€50m = 5,000万ユーロ(約70億円)、€1bn = 10億ユーロ(約1400億円)

- (ロ)株式、劣後債、特定貸付債権については、それぞれ一律のリスクウェイトを適用することを提案(次頁参照)。

(2) 法人向け債権

- 株式、劣後債、特定貸付債権 (Specialized Lending: プロジェクトファイナンスなど) については、以下のリスクウェイトを適用。
 - 株式: 上場株式300%、非上場株式400% (内部格付手法<簡易手法>の取扱いに合わせるもの)
 - 劣後債: 250%
 - 特定貸付債権: 以下のように区分 (但し、貸出先のリスクウェイトを下回らないこと)
 - プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、不動産ファイナンス (不動産からのキャッシュフローを返済原資とする貸出): 120%
 - 地域開発プロジェクトを推進する取得、開発、建設向けの融資: 150%

(3) リテール・ポートフォリオ

- 現行の標準的手法では、以下を含む基準を満たす場合、75%のリスクウェイトを適用。
 - 債務者基準： 個人または複数の個人向け、または中小企業向けであること
 - 商品基準： リボルビング型与信及び与信枠、個人向け与信及びリース、中小企業向け与信及びコミットメントであること
 - 小口分散の基準： 例として、一債務者に対する総エクスポージャーの額が、リテール・ポートフォリオ全体のエクスポージャーの額に占める割合が0.2%を超えないこと
 - 金額基準： 一債務者に対する総エクスポージャーの額が、100万ユーロを超えないこと
 - ※ 上記基準を満たさない場合、個人向け債権は100%のリスクウェイト、中小企業向け債権は法人向け債権として取扱う。
- 市中協議文書では、基本的に現状維持を提案。
 - 但し、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがある場合は、一定のリスクウェイトを付加(add-on)。(※ 居住用不動産も同様の取扱い)

(4) 不動産担保債権(居住用不動産)

- 現行の標準的手法では、債務者が現在居住し、または賃貸されており、全額担保で保全されている場合(LTV<100%)には、35%のリスクウェイトを適用。
- 市中協議文書では、「ローンに対する担保価値(LTV: Loan to Value)」と「借手の支払能力(DSC: Debt Service Coverage)」により、リスクウェイトを決定することを提案。
 - $LTV = \text{ローン総額} \div \text{担保価値}$
 - $DSC = \text{1年間の元利払い} \div \text{年収(税引後)}$
 - 但し、ローン総額以外の計数は、貸出実施時の計数から更新不要。

	LTV <40%	40%≤ LTV < 60%	60%≤ LTV <80%	80%≤ LTV <90%	90%≤ LTV <100%	100%≤ LTV
DSC ≤ 35%	25%	30%	40%	50%	60%	80%
上記以外	30%	40%	50%	70%	80%	100%

(4) 不動産担保債権(商業用不動産)

- 現行の標準的手法では、100%のリスクウェイトを適用(厳しい条件を満たした場合に限り、50%とすることが可能)。
- 市中協議文書では、以下の2つのオプションを提案。
 - a. 担保の価値を勘案せず、債務者(法人やリテール)のリスクウェイト(60%~300%)を適用する。
 - 債務者の状態が、返済率やデフォルト時損失率に大きく影響するとの考え方。
 - 厳しい条件を満たした場合に限り、リスクウェイトを50%とすることが可能。
 - b. 担保の価値を勘案し、以下のリスクウェイトを適用する。

LTV < 60%	60% ≤ LTV < 75%	75% ≤ LTV
75%	100%	120%

- 担保の価値が、返済率やデフォルト時損失率に大きく影響するとの考え方。

(5) オフバランスシート・エクスポージャー

- リスク捕捉の適切性向上や内部格付手法との整合性確保の観点から、以下のように掛け目（CCF: Credit Conversion Factor）の見直しが提案されている。

	現 行	市中協議	(参考) 内部格付手法
任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント	0%	10%	0%
コミットメント(上記以外)	—	75%	75%
原契約期間1年以下のコミットメント	20%	—	—
原契約期間1年超のコミットメント	50%	—	—
NIF、RUF	50%	75%	75%

※ NIF(note issuance facilities)、RUF(revolving underwriting facilities)は、一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、銀行が一定の条件の下で当該証券の買取等を約する取引。

(6) その他

- 延滞債権

現行の標準的手法では、支払期日後90日超の延滞債権(適格な住宅ローンを除く)の無担保部分は、個別貸倒引当金の未引当の程度に応じてリスクウェイトを適用。

→ 現状維持を提案(今後検討の可能性)

- 国際開発銀行向け債権

現行の標準的手法では、一定の基準を満たす高格付の債権には、0%のリスクウェイトを適用。

→ 基本的に現状維持を提案(今後検討の可能性)

- その他の資産

現行の標準的手法では、100%のリスクウェイトを適用。

→ 現状維持を提案(今後検討の可能性)

(7) 信用リスク削減手法

- 現行の標準的手法では、
 - a. 金融資産担保の場合、(イ)担保額にヘアカット率を適用した上で、エクスポージャー額から担保額を控除するか、(ロ)担保となる資産のリスクウェイトと原債務者のリスクウェイトを置き換える。
 - b. 保証、クレジット・デリバティブの場合、原債務者のリスクウェイトに換えて、提供者のリスクウェイトを適用する。
- 市中協議文書では、以下の見直しが提案されている。
 - 金融資産担保のヘアカット率： 自行推計の枠組みを廃止し、バーゼル委設定のヘアカット率のみを使用可能とする。バーゼル委設定のヘアカット率自体も、併せて見直し(但し、ソブリン債以外)。
 - 保証人、クレジット・デリバティブの提供者の適格要件： 外部格付への依存を低減する。

	現 行	市中協議
ソブリン・公共部門、 銀行・証券会社*	無条件に適格要件を満たす	【変更なし】
その他の主体	外部格付がある場合に 適格要件を満たす	出資関係がある場合や、強固 で継続的な取引関係がある場 合に適格要件を満たす

* 市中協議文書では、「銀行・証券会社」は、「監督下にある金融機関」に変更されている。

市中協議の論点①(抄)

銀行向け債権

- 自己資本比率(CET1)、不良資産比率の利用に関する見解。代替的な指標はあるか。
- 短期債権の取扱いに関する見解。
- バーゼルIIIが適用されていない銀行向け債権の取扱いに関する見解。

法人向け債権

- 売上高、レバレッジの利用に関する見解。代替的な指標はあるか。
- 中小企業、スタートアップ企業の取扱いに関する見解。
- リスク感応度は十分か。
- 特定貸付債権の取扱いに関する見解。

市中協議の論点②(抄)

リテール・ポートフォリオ

- リスク感応度を高める方法はあるか(サブカテゴリーの創設、指標の導入など)。

不動産担保債権(居住用不動産)

- LTV、DSCの利用及び計測方法に関する見解。
- DSCに国際的な閾値を設けることに関する見解。
- 代替的又は追加的な指標はあるか。

不動産担保債権(商業用不動産)

- 提案されているオプションのいずれが適切か。
- 代替的な指標はあるか。

市中協議の論点③(抄)

オフバランスシート・エクスポージャー

- 各カテゴリーの定義や区分、掛け目(CCF)は適切か。

その他

- 通貨ミスマッチがある場合の取扱い(一定のリスクウェイトを付加)に関する見解。
- 延滞債権の取扱いに関する見解。
- 国際開発銀行向け債権の取扱いに関する見解。
- 「その他の資産」に含まれる資産は何か。100%のリスクウェイトは適切か。
- 信用リスク削減手法: ①金融資産担保において外部格付を利用しない枠組みの提案、②バーゼル委設定のヘアカット率、③保証人の適格要件に関する見解。